

質問及び回答

No	質問	回答
1	今回のプロポーザルで、最もアピールしたいものは何か (萩市なのか、明治維新なのか、明倫学舎なのか)	萩・明倫学舎を起点とし、観光客が市内観光地（世界遺産やジオパーク等）を周遊するよう促すこと。
2	山口県・広島県・福岡県で最もアピールしたい県はどこか	広島・福岡の2県。
3	明倫学舎オープンの際、どういったPRをしたか	テレビCM、イベント開催、チラシの配布、市報、HP、エージェントへの周知等。
4	明倫学舎がオープンしてから、現在までの来客数 また、明倫学舎オープンに伴う来客数の変化	8月末時点の入館者 174,253人 市内観光客については、オープンして間もないため、萩・明倫学舎が市内観光に与える影響については、現在調査中であり詳細は不明。
5	企画提案書提出日とプレゼンテーションの実施日が同じだが、企画提案書を提出したその場でプレゼンを行う、との判断で正しいのか	お見込みのとおり。但し、事前提出も可。
6	無料パブリシティについて、既に複数の放送局からパブリシティの空きがない(特に10月末～11月末)、との回答をいただいているが、必ず各期間ごとに1回入れなければならないのか	仕様書記載の期間①（平成29年10月下旬～11月下旬）については、若干の時期の変更は可能。変更時期については、企画提案書等に示すこと。

<p>7</p>	<p>契約保証金について、「契約保証金の全部又は一部を免除する場合」とはどのようなケースが当てはまるのか</p>	<p>「契約保証金の全部又は一部を免除する場合」は「萩市会計規則」第106条に記載。</p> <p>「萩市会計規則第106条」 (契約保証金の納付の免除)</p> <p>第106条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、前条第1項に規定する契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に萩市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 令第167条の5第1項又は令第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、延納についての確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。</p> <p>(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれが</p>
----------	--	---

		ないと認められるとき。 (7) 市長が別に定める契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
8	質問のご回答日	現在貴社以外からも質問があり、参加表明があった業者には質問内容について知らせるとともに萩市 萩・明倫学舎ホームページに掲載する。
9	仕様書 4-(2) -エ 無料パブリシティに関して、企画決定後から放送時期まで余裕がないので、指定期間内で枠の確保ができないことが予想されます。その際、若干の時期変更は可能でしょうか。	N o 6 の回答と同じ。